

令和3年11月30日

会員の皆様へ

公益社団法人 日本産婦人科医会  
会長 木下 勝之

## HPVワクチン勧奨再開は令和4年4月からと決定

厚生労働省は11月26日に、厚生労働省健康局長通知を各都道府県知事、市町村長、特別区長あてに発出し、HPVワクチンの積極的勧奨を令和4年4月からと決定しました。そして、それまでに、市町村長は、対象者又はその保護者に対し、予診票の個別送付を行うことにより、接種を個別に勧奨すること等や接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、準備が整った市町村では前倒しも可能であると通知に記載されています。

また、11月15日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で、HPVワクチンの積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した人への「キャッチアップ接種」のあり方を議論したことを受け、この通知には、キャッチアップ接種について、さらに厚労省で検討中であり、「今後、方針が決定し次第、速やかに周知する予定」としているところです。

本会では、産婦人科医会会員の施設での接種を勧めるために思春期からプレコンセプション期を経て、性の成熟期、さらに更年期、高齢期に至るまでの女性の一生の体と心を守るプロの視点から、子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種を、「子宮頸がんを診断・治療し、その患者さんの涙を目のあたりにしてきた医師こそがその接種を勧める」というキャンペーンをはじめめる計画です。

それまでも、会員各自でHPVワクチン積極的勧奨再開を機に、接種対象である小学生6年から高校1年生までの女子とその親を対象にして、この運動を進めてください。

よろしく願いいたします。